

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行では、経営理念として「お客さま・地域社会との共存共栄」「活気ある企業風土の醸成」「健全性の確保と企業価値の創造」を掲げております。

この経営理念を実現するため、収益性・健全性を高めるとともに、経営の効率化及び透明性の向上につとめ企業価値を一層高めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

こうした考えのもと、取締役、監査等委員会制度を軸として、また、組織横断的な事項に迅速に対応するために「収益管理委員会」「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等を有効活用してコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、基本的な価値観や倫理観を共有するため、「百十四銀行倫理規定」や「コンプライアンスマニュアル」等の役職員の行動規範を定め、その浸透につとめております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

□政策保有株式に関する方針

・当行は、株式の政策保有に関する基本的な考え方、管理・運営及び遵守すべき事項を定めた「政策投資株式管理規定」を制定し、株式の政策保有に関する基本方針を次の通りとしております。

1. 投資先との良好な関係の維持・進展を通じて、地域経済の発展並びに当行の企業価値向上に資するものでなければ、原則として行わないことを基本方針とする。
2. 新規の政策投資は原則としては行わない。但し、総合的に判断し保有の意義が認められる場合は、投資額を必要最小限にとどめ実施する。
3. 既に保有している株式は、投資後の総合管理を徹底し、定性及び定量評価で基準を満たさなくなった場合には、相手先企業との対話を経て、継続投資を見直す。

□議決権行使の基準

・当行は、政策保有株式に係る議決権行使について、適切な対応を確保するための「議決権行使基準」を策定しており、原則として、全ての議案に対して議決権を行使し、議決権の行使は、議案の内容が当行の利益を不当に害するものでないことを確認したうえで、適切に実施することとしております。

【原則1-7】

□関連当事者間の取引に関する手続

・「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第6条（株主の利益を害する取引の防止）に、役員やグループ会社との取引を行う場合には、そうした取引が当行の企業価値や株主全体の共通利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、関連当事者間の取引に関する手続について次の通り定めております。

1. 株主の利益を保護するため、取締役会決議に基づき制定した百十四銀行倫理規定に則り、取締役及び従業員等による当行や株主の利益に反する取引の防止に努める。
2. 取締役及び当行グループ各社との取引は、会社法及び銀行法並びにその他の関連法令に従い適切に対応し、取締役と銀行間の自己取引及び利益相反取引、取締役の競業取引については取締役会の承認を得るものとする。

【原則3-1】

(1) 経営理念・経営計画・経営戦略

当行は、経営理念を制定し当行ホームページ（URL: <http://www.114bank.co.jp/toushi/rinen.html>）に掲載しております。

また、中期経営計画についても同様に当行ホームページ（URL: http://www.114bank.co.jp/toushi/pdf/ir_2906_01.pdf）に掲載しております。

(2) ガバナンスに関する基本的考え方

当行では、経営理念の実現に向けて、公正かつ迅速・果敢な意思決定プロセスを有効に機能させるべく、取締役会を中心としたコーポレートガバナンス体制を構築し、取締役会が取締役による業務執行を監督することにより、コーポレートガバナンスの実効性を確保することとし、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための行動指針として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当行ホームページ（URL: <http://www.114bank.co.jp/toushi/cogove.html>）に掲載しておりますのでご参照ください。

(3) 取締役の報酬決定方針と手続

当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第18条（取締役の報酬等）に、取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内でガバナンス協議会での協議を経て取締役会で決定し、一定割合を中長期的な業績等に連動するものとする旨を規定しております。

なお、具体的な算定方法については、本報告書の「II.1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照ください。

(4) 取締役の選任・指名方針と手続

当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第16条（監査等委員ではない取締役候補者の選定基準等）に、監査等委員ではない取締役候補者は、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、経営理念に基づき、企業価値を高いレベルで実現し当行グループの更なる発展に貢献する

ことが期待できる人物とし、ガバナンス協議会における協議を経て、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会で決定する旨を規定しております。

また、第17条（監査等委員である取締役候補者の選定基準等）に、監査等委員である取締役候補者については、ガバナンス協議会における協議並びに監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとしております。

(5) 個々の選任・指名についての説明

前項の手続きによる取締役候補者及び監査役の候補者の選定理由は、「株主総会招集ご通知」に記載するとともに、当行ホームページ（URL：http://www.114bank.co.jp/toushi/ksoukai.html）に掲載しておりますのでご参照ください。

[補充原則4-1-1]

□取締役会による経営陣への委任の範囲と内容

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第10条（取締役会の役割）に、取締役会は、法令の定めに従い、取締役会の業務執行の決定権限の一部を取締役に委任することを定めております。

[原則4-8]

□複数の独立社外取締役選任に関する取組み方針

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第11条（取締役会の構成）に、複数名の独立社外取締役を選任することを規定しており、現在、4名の独立社外取締役を選任しております。

[原則4-9]

□独立社外取締役の独立性判断基準

・当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の付属資料1に規定するとともに、本報告書の「II.1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載しておりますのでご参照ください。

[補充原則4-11-1]

□取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び規模に関する考え方

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第11条（取締役会の構成）に、当行の取締役会は、取締役会全体としての多様な知見と専門性を備えたバランスのとれた構成とし、定款の定める範囲において、その機能が効果的に発揮できる適切な員数とする旨を定めております。

[補充原則4-11-2]

□社外を含む取締役の兼職状況

・当行は、社外取締役を含め取締役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載しております。
なお、本報告書にも同様に記載しておりますのでご参照ください。

[補充原則4-11-3]

□取締役会全体の実効性分析と評価及びその結果

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第10条（取締役会の役割）において、取締役会は、実効性の維持・向上のため、毎年、ガバナンス協議会における協議を踏まえたうえで、取締役会の評価を行い、その結果の概要を開示することを規定しております。
平成29年度の実効性については、取締役会議長を除く取締役全員が「取締役会に関する自己評価アンケート」に基づき評価を実施し、ガバナンス協議会での協議を経て、取締役会が自己評価結果を決議しました。
自己評価結果の概要は以下の通りです。

- (1) 取締役会の構成、運営、役割においては、適切な体制が構築されており、各取締役は積極的に意見を述べている。専門的な知識と豊富な経験をもつ社外役員の発言もあり活発な議論が展開されており、取締役会は有効に機能し実効性は確保されている。
- (2) 取締役会の実効性を一層高めるため、引き続き運営面の改善を実施していくことが必要である。
 - ① 議案について、権限委譲による議案数の絞り込みを実施するとともに、経営戦略等に関する議案の充実および審議時間の拡大が必要である。
 - ② 引き続き、社外役員とのコミュニケーション機会を拡充し、情報提供について一層充実することが必要である。

[補充原則4-14-2]

□取締役のトレーニング方針

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第19条（取締役への支援体制等）に、取締役がその役割や責務を適切に果たすために必要な支援体制を整備することとし、経営の監督をはじめとする役割を果たすために必要な知識や情報を得る機会を、就任時及び就任以降も継続的に提供するとともに、必要な費用を当行が負担することを定めております。

[原則5-1]

□株主との建設的な対話を促進する体制整備

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第7条（株主との対話）に、株主との建設的な対話促進のための体制整備及び取組みに関する方針を次の通り定めております。

1. 持続的な成長と長期的な企業価値の向上に向け、当行が相応と認める範囲及び方法により、株主との間で建設的な対話の促進に努める。
2. 株主との対話促進については、経営企画部担当取締役が統括し、経営企画部が関連部署と連携して実施する。
3. 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた議案については、反対の理由や反対票が多くなった原因を分析のうえ、対応の要否を検討する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,298,000	5.85
日本生命保険相互会社	9,000,560	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,802,000	2.30

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,675,000	2.25
日本ハム株式会社	6,326,735	2.14
太平洋セメント株式会社	5,952,674	2.01
三井造船株式会社	5,845,014	1.97
明治安田生命保険相互会社	5,699,000	1.92
百十四銀行従業員持株会	5,643,932	1.90
住友生命保険相互会社	5,001,000	1.69

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	23 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑城 秀樹	弁護士											
井原 理代	学者											
小林 一生	他の会社の出身者								○			
伊藤 純一	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

桑城 秀樹	○	○	[現在] <重要な兼職> 桑城法律事務所弁護士 <属性情報> (個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) 桑城法律事務所 記載すべき事項はありません。	弁護士としての法的な専門的知識と長年にわたる豊富な実務経験を有し、人格見識ともに優れております。また、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、平成25年6月から当行の社外監査役をつとめており、独立した立場から、監査等委員として経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
井原 理代	○	○	[現在] <重要な兼職> 国立大学法人香川大学 名誉教授 学校法人四国高松学園高松大学 経営学部 教授 四国電力株式会社 取締役(監査等委員) <属性情報> (個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) 国立大学法人香川大学 記載すべき事項はありません。 学校法人四国高松学園高松大学 記載すべき事項はありません。 四国電力株式会社 当行は同社との間で経常的な金融取引があります。	大学教授の要職にあり、学識経験者としての専門的知識を有し、人格見識ともに優れております。また、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、日本放送協会経営委員等を歴任した後、平成27年6月から当行の社外取締役をつとめており、独立した立場から、監査等委員として経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
小林 一生	○	○	[現在] <重要な兼職> 日本生命保険相互会社 代表取締役副社長執行役員 <属性情報> (個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) 日本生命保険相互会社 当行は同社との間で保険販売に関する業務を受託するなどの取引があります。	日本生命保険相互会社副社長の要職にあり、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有し、人格見識ともに優れております。また、平成27年6月から当行の社外監査役をつとめており、独立した立場から、監査等委員として経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
伊藤 純一	○	○	[現在] <重要な兼職> 株式会社ニコン 顧問 日本碍子株式会社 社外監査役 <属性情報> (個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) 株式会社ニコン 当行は同社との間で経常的な金融取引があります。 日本碍子株式会社 記載すべき事項はありません。 [過去] 株式会社三菱東京UFJ銀行 専務執行役員 当行は同社との間に基幹システムのソフトウェア使用許諾に関する契約があります。 株式会社ニコン 取締役兼副社長執行役員兼CFO 当行は同社との間で経常的な金融取引があります。	金融機関および株式会社ニコンCFO(最高財務責任者)における長年の経験および経営全般に関する豊富な知識を有し、人格見識ともに優れております。また、平成28年6月から当行の社外監査役をつとめており、独立した立場から、監査等委員として経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	6	2	2	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置しております。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重しております。

専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人より、監査計画、監査実施状況等について定期的に又は必要に応じて報告・説明を受けるとともに意見交換を実施し、会計監査人との連携を図っております。

監査部は、内部監査部門として実施した資産・リスク及び業務運営に係る監査について、その結果を監査等委員会に報告しており、また、原則として毎月監査実施状況等についての「監査等委員・監査部連絡会」を開催し、また、監査部が取り組んでいる重点項目等について、社外取締役を含む監査等委員会に対して、定期的に「監査等委員会・監査部報告会」を開催し、意見交換を行うなど連携を図っております。

監査部は、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人と、監査実施状況等について、必要に応じ意見交換などを実施し、連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス協議会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス協議会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

当行では、取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の諮問機関として「ガバナンス協議会」を設置しております。ガバナンス協議会は、取締役会の議長を委員長とし、社外取締役、取締役会の議長及び監査等委員会の委員長を構成員として原則半期ごとに開催しており、取締役の指名、監査等委員ではない取締役の報酬等、取締役会の評価に関する事項、その他経営上の重要な事項に関する協議を行い、必要に応じて取締役会に対して助言等を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

当行における社外取締役の独立性に関する基準は以下のとおりとなっております。

独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ現在または最近において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

1. 主要な取引先

- 1) 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人その他の団体（以下、「法人等」と言う。）である場合はその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者）。

- 2) 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。
2. 専門家
 - 1) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。
 - 2) 当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人等に所属する者。
3. 寄付

当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を寄付として受けている者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。
4. 主要株主

当行の主要株主(議決権比率が5%を超える株主)、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者(過去3年以内に主要株主又はその業務執行者であった者を含む)。
5. 近親者

次に掲げるいずれかの者(重要な者)の近親者(配偶者又は二親等以内の親族)。

 - 1) 上記1. から4. に該当する者。
 - 2) 当行又はそのグループ会社(銀行法の分類に基づく子会社及び子法人等)の取締役、監査役、執行役員、使用人。

なお、独立性に関する基準の詳細につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に規定しておりますのでご参照ください。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行は、平成29年6月29日に開催された第148期定時株主総会において、当行の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除き、以下「当行取締役」という。)を対象として、新たに業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議しております。中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当行業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として本制度を導入しました。

本制度は、役員報酬BIP信託の仕組みを採用し、当行取締役の退任後(当行取締役が海外赴任により国内非居住者となることが決定した場合は当該決定後、当行取締役が死亡した場合は死亡後)に、BIP信託により取得した当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を、役位及び業績目標の達成度等に応じて交付又は給付する、株式報酬型の役員報酬制度です。

なお、本制度導入により、株式報酬型ストックオプションについては既に割り当てられているものを除いて廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこととします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬等	平成30年3月期	297百万円
取締役(監査等委員)に支払った報酬等	平成30年3月期	52百万円
監査役に支払った報酬等	平成30年3月期	15百万円

(注) 1. 上記は、事業年度中に在任していた役員(取締役17名(うち社外取締役5名))に対する報酬等を記載しており、当事業年度中に退任した取締役1名、平成29年6月29日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役5名(監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い退任)に対する報酬を含めております。

2. 当行の使用人を兼ねている役員は該当ありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

取締役の報酬等は、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じた体系とし、適切、公正かつバランスのとれたものとしております。
 取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、取締役の当行企業価値向上への意欲を高めることができるよう、一定割合を中長期的な株主利益相当及び当行業績連動とし、社外取締役の報酬等は、職責が反映されたものとしております。
 また、取締役の報酬等は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、ガバナンス協議会での協議を経て、取締役会において決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員ではない社外取締役に対しては、秘書室が補佐する役割を担っており、取締役会の開催に際し議案の事前説明を行うほか、情報提供・意見交換を継続的に行うなど、監査等委員ではない社外取締役が独立・公正な立場から適切に判断できるよう、サポート体制を整備しております。また、監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会制度をより有効に機能させるため、監査等委員会室を設置し、専属のスタッフが監査等委員である社外取締役をサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
竹崎 克彦	相談役	経済団体活動や社会貢献活動等に従事	常勤・報酬あり	2009/06/26	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

相談役は、社外取締役を主な構成員とする「ガバナンス協議会」での協議を経たうえで、当行の会長または頭取の職を経験した者の中より、取締役会で選任する場合があります。
 当行の規定においては、相談役は経済団体活動や社会貢献活動等を通じ地域の発展に資する役割を担うことを定めております。
 相談役の選任は、お客さまとの関係強化及び公共性・公益性の観点から一定の意義があるものと考えており、今後も現状の枠組みを維持いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）現在の体制の概要

当行の取締役会は、平成30年6月末現在、取締役15名（うち社外取締役4名）で構成されております。また、当行では、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員（平成30年6月末現在、執行役員25名、うち取締役兼務7名）が業務執行を担当し、業務執行に係る重要な事項については、常務執行役員以上をメンバーとする「経営執行会議」及び組織横断的な事項に迅速に対応するために設置している「収益管理委員会」「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等において協議・決定する体制としております。

また、当行は監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は、平成30年6月末現在、監査等委員である取締役6名（うち4名が社外取締役）で構成されております。原則として毎月1回開催し、取締役の職務の執行を監査・監督しております。

各監査等委員は、監査等委員会において決定した監査方針、監査計画等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や意見陳述を行うほか、本部、営業店及び子会社に赴き、その業務執行及び財産の状況を調査するなど、監査・監督を適切に実施しております。また、各監査等委員は、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人及び当行の内部監査部署である監査部とも意見交換を実施し連携を図るなど、経営監視体制の強化に努めております。

なお、社外取締役4名は独立役員に指定しております。

（2）内部監査の状況

業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部門である監査部（平成30年3月末現在、総員数29名）が内部監査部門として資産・リスク監査を随時実施するとともに、本部、営業店及び子会社等の業務運営が法令並びに事務手続等に基づき適切に実施されているかについて内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。

（3）会計監査の状況

会計監査につきましては、当行は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査の体制は以下のとおりであります。

平成29年度において業務を執行した公認会計士の氏名（所属する監査法人及び継続監査年数）

松村 洋季（新日本有限責任監査法人、継続監査年数6年）

長尾 礎樹（新日本有限責任監査法人、継続監査年数2年）

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 29名

（4）監査等委員会の機能強化に関する取組状況

監査等委員会の機能強化に関する取組状況につきましては、「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1. 機関構成・組織運営等に係る事項（監査等委員会）監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況、及び【社外取締役のサポート体制】をご覧ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、監査等委員会設置会社であり、独立した立場から監督機能を発揮する社外取締役を含む監査等委員である取締役が、業務執行状況について客観的かつ公正な監査を行っております。また、社外取締役を選任することで、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

以上より、相互牽制体制が構築されており、監査・監督機能も十分に発揮されているため、当行のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会議案について十分にご検討いただけるよう、招集ご通知につきましては、株主総会の約3週間前に発送することに加え、発送前に東京証券取引所及び、当行ホームページでの開示を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使に加えて、「インターネット等による議決権行使」を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を当行ホームページ及びT Dnetに掲載しております。
その他	株主総会招集ご通知を当行ホームページに掲載しております。 株主総会における営業の報告等については、計数をグラフ化し、スクリーンに映し出すなど、わかりやすく説明することにつとめております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成18年6月より東京でアナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。平成30年6月に第15回の決算説明会を開催し、約100名のご参加をいただきました。 今後も継続して決算説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	(ホームページアドレス) http://www.114bank.co.jp/ (ホームページ掲載の投資家向け情報) 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、ディスクロージャー誌(和文・英文)等	
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR担当部署) 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及びそれを実現するための中期経営計画において、株主さま、お客さま、地域社会、従業員、すべての方にとって価値のある企業であり続ける内容を示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本業を中心とした地域密着型金融の実践により地域経済の発展に貢献するとともに、香川県等とのパートナー協定に基づくフォレストマッチング推進事業などの環境保全活動、及び各種の社会貢献活動にも積極的に取り組み、その実績をディスクロージャー誌等により開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	お客さま・地域社会から信認され、より高い評価をいただけるよう積極的かつ分かりやすい情報開示等につとめております。

その他

<女性の活躍に向けた取り組みについて>

当行は、平成29年6月、香川県の金融機関としては初めて「プラチなくるみん認定」を厚生労働大臣より受けました。

この認定は「子育てサポート企業」として「くるみん認定」を受けた企業のうち、仕事と家庭の両立支援に関してより高度な水準の取り組みを行った企業が認定を受けられるものです。

平成30年4月には、事業所内保育所「百十四ももっこらんど」を開所するなど、引き続き「ワーク・ライフ・バランス」と「働き方改革」の推進を積極的に進めてまいります。

また、「一般事業主行動計画」で策定している「女性管理職比率の維持・向上」への取り組みについても、全管理職に占める女性管理職の割合は22.4%（平成30年3月末）と、女性管理職比率の全国平均を大きく上回っております。

今後も、更なる女性の活躍推進を図るべく、職員一人ひとりの能力や個性が存分に発揮できる職場環境作りに取り組んでまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・当行の経営理念に基づき、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を得るため、業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に係る基本方針を下記のとおり定め、業務の健全性・適切性を確保する態勢を整備しております。これらの体制は有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化及び実効性の向上につとめてまいります。

1. 法令等遵守態勢

（取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制）

- ・「百十四銀行倫理規定」「コンプライアンスマニュアル」などのコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- ・コンプライアンス法務室等において役職員教育等を行うとともに、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、その成果をコンプライアンス体制整備に関する経営の意思決定・実施施策に反映させることにより、役職員個々人の遵法精神を高揚させ、信頼される企業基盤の確立に繋げていきます。
- ・内部監査部門である監査部は、コンプライアンスの状況について監査を実施します。
- ・法令違反行為等については、職員等が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度（‘ほっと’ダイヤル）」を設置、運営します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と当行及びグループ全体をあげて対決し、同勢力からの不当要求を断固として拒絶するとともに関係遮断を徹底します。
- ・「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」のもと、マネー・ローンダリング等防止態勢を整備し、当行が犯罪資金の経路として利用されることを防止します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- ・「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、取締役が、これらの文書等を閲覧できる体制を構築します。

3. リスク管理態勢

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- ・「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義したうえで、それぞれの管理部署を定め、適切なリスク管理を行います。
- ・リスクの適切な管理に必要な牽制機能が発揮される組織体制及び規定類を整備し、役割と責任を明確にしたコントロール活動を通じて、各種リスクを統合的に評価、モニタリングし継続的に管理することを、リスク管理の基本方針とします。
- ・人材の育成や教育・研修活動を通じて、リスク管理を重視する風土の醸成に取り組みます。
- ・リスク統括部において当行全体のリスクを網羅的・総括的に把握・管理するとともに、頭取を委員長とするリスク管理委員会において組織横断的な議論を行い、各種リスクの管理状況に対する認識を深め、リスクを正確に把握し、その成果をリスク管理体制の整備・高度化に反映させることにより、経営の健全性と透明性の向上を目指します。
- ・緊急時の基本原則、対応態勢の重要事項を定めた緊急時対策規定等を整備し、緊急事態発生時において適切に対応します。
- ・内部監査部門である監査部は、リスク管理の状況について監査を実施します。

4. 効率的な職務執行態勢

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- ・取締役会において取締役の職務分担を定めるとともに、「内規」「職務権限規定」により各部室の職務分掌及び職務権限を明確に規定することにより、職務執行の効率性を確保します。
- ・また、経営目標を明確に設定し、その達成についてIT技術を活用した管理会計導入などにより合理的評価を実施するとともに、その結果が定期的に取締役会に確実に伝達される体制を構築し、これらを活用した経営改善を全行的に検討することにより、更なる業務の効率化を図ります。

5. グループ経営管理態勢

（当行及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制）

- ・子会社等は、「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義し、適切なリスク管理を行います。
- ・子会社等は、「倫理規定」「コンプライアンスマニュアル」などのコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- ・「百十四グループ会社運営管理基準書」に従い、当行と子会社等が顧客に対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるよう、その機能の強化につとめます。
- ・当行と子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備します。
- ・当行と子会社等は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断を徹底します。
- ・当行と子会社等で締結した「監査に関する協定書」に基づき、監査部が業務運営態勢、法令等遵守態勢等を監査項目としてリスクベース監査を実施し、内部統制のモニタリングを行い、企業集団における業務の適正の確保を図ります。
- ・子会社等はその機能・役割に応じ、当行の関連各部室と連携をとって業務を進めて行くこととし、経営企画部がこれらを組織横断的に統括し管理します。

6. 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

（監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、ならびに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項）

- ・監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置します。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重します。
- ・専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助します。

7. 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

（取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の監査費用の処理に係る方針に関する事項、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

- ・取締役及び使用人等、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を速やかに報告する体制を整備します。
- ・監査等委員会へ報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ・報告の対象範囲及び方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、代表取締役と監査等委員の協議により決定する方法によります。
- ・監査等委員の職務執行について生じる費用については、予算を設けております。また、有事における監査費用等の予算外の費用については、所定の手続きを経て前払または償還するものとします。
- ・監査等委員に対し、経営執行会議及び委員会に出席し意見を述べる機会を提供するほか、委員会の下部機関である各部にオブザーバーとして参加する機会も提供し、役職員と業務執行に関し議論・意見交換を行う場を創出します。
- ・監査等委員と代表取締役は、定期的な会合を持ち、経営上の諸問題や監査等委員会が行う監査の環境整備の状況等について意見交換を行います。
- ・内部監査部門は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の強化・充実に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・「百十四銀行倫理規定」に反社会的勢力との対決を定め、その実効性を確保するために「反社会的勢力による被害を防止するための規定」その他の社内規則を整備しております。
- ・総務部を反社会的勢力対応の統括部署とするとともに、営業店毎に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。
- ・外部の専門機関との信頼関係を構築するために、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と平素から意思疎通を図っております。
- ・反社会的勢力に関する情報は総務部が一元的に収集し、データベースの構築とその更新を行っております。
- ・不当要求行為に対する具体的な対応方法をまとめた「不当要求対応マニュアル」を策定しております。
- ・不当要求行為に対する対応力の向上を図るために行内研修を実施しております。

Vその他

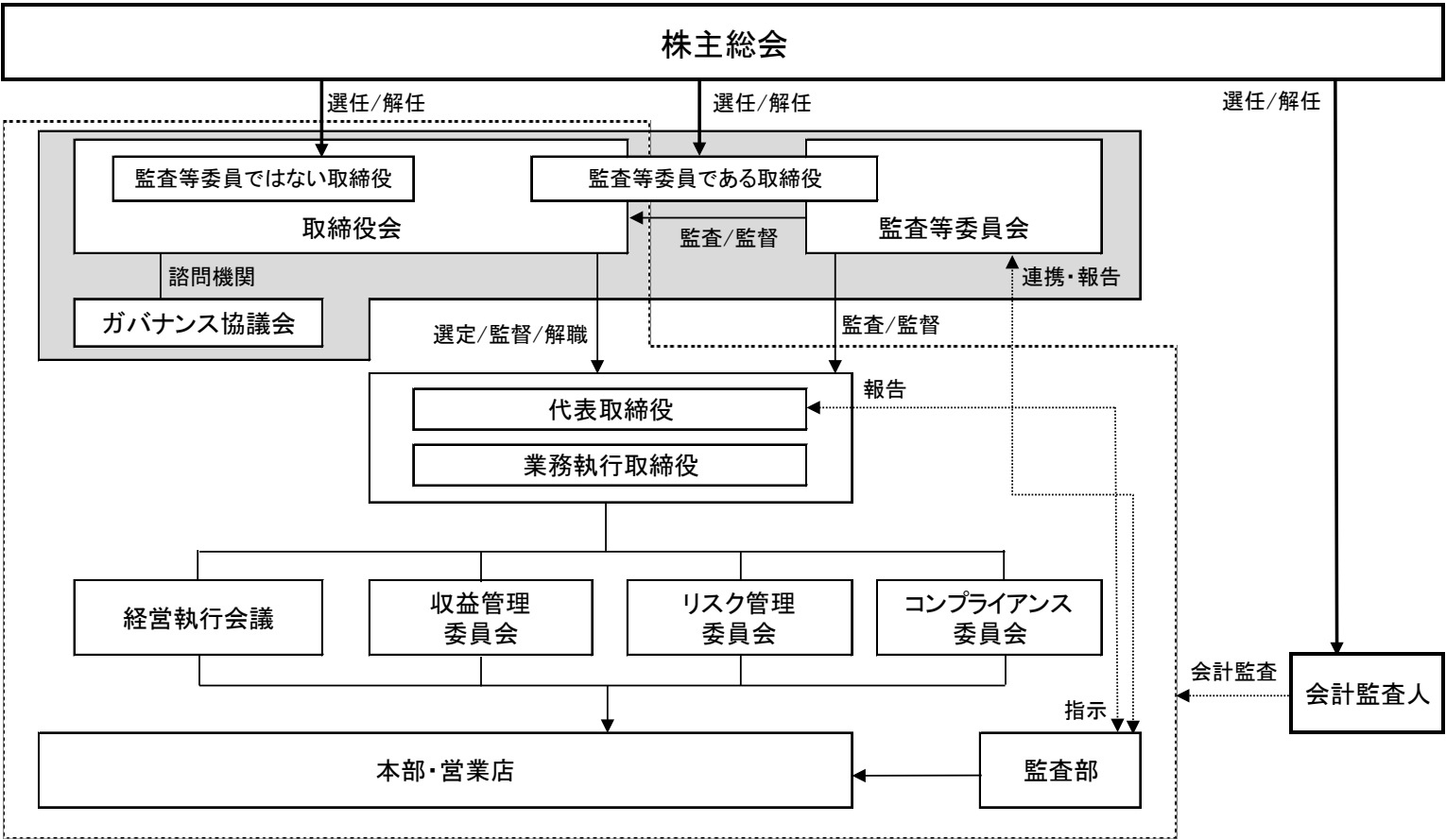
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



適 時 開 示 体 制 の 概 要 （ 模 式 図 ）

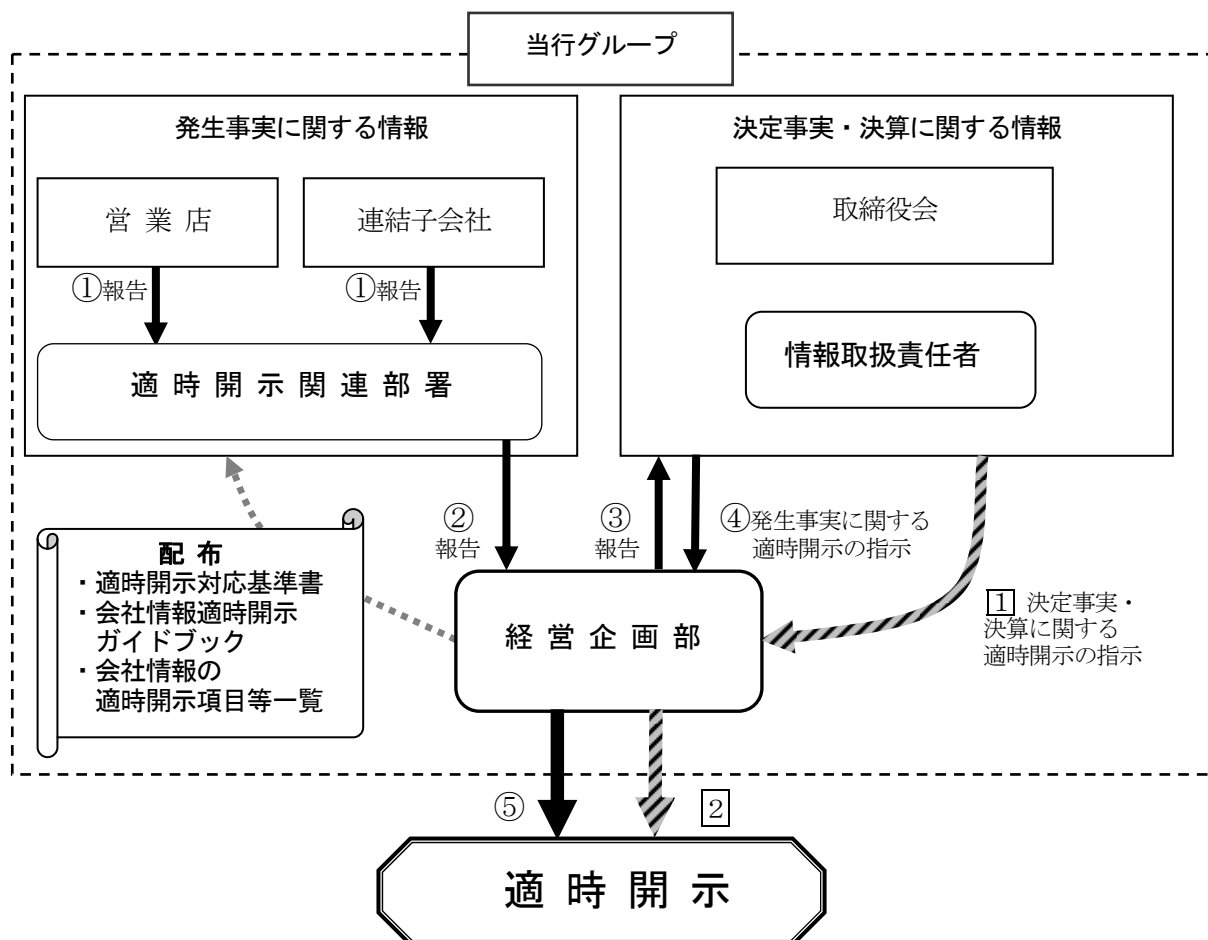
株式会社百十四銀行は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでいます。

当行グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当行グループでは、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うため、「適時開示対応基準書」を制定し、東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」及びこれを要約した「会社情報の適時開示項目等一覧」を適時開示に関連する全部署に配布し周知徹底を図っております。

有価証券上場規程に該当する発生事実、決定事実及び決算に関する情報が認められた場合には、「適時開示対応基準書」に則り、適時開示関連部署からの報告、取締役会並びに情報取扱責任者からの指示に従い、経営企画部が適時開示を実施する体制を構築しております。



以 上